

# 茨城県GAP規範

～人にも環境にもやさしい高品質な農業を  
目指すための実践ガイド～



平成30年3月 (Ver. 3.0)

茨 城 県

## 目 次

	頁
1 はじめに	• • • • 1
2 GAPとは	• • • • 1
3 GAPを実践するために必要なこと	• • • • 2
4 GAPの背景	• • • • 2
5 茨城県GAP規範の活用方法	• • • • 3
6 規範項目	• • • • 6
7 参考資料	• • • • 116
8 おわりに	• • • • 122

## 1 はじめに

茨城県では、『食の安全安心・高品質をめざすエコ農業いばらき～消費者のベストパートナーア茨城農業～』を基本方向とする農業改革に取り組んでおります。

本県の農業が、魅力ある産業として持続的に発展するためには、消費者との連携のもと、環境的にも経済的にも社会的にも、持続性の高い農業であることが必要です。

持続性の高い農業は、再生産可能な農業経営であるとともに、生産者が、環境を守りつつ、作業者の安全を確保し、消費者の信頼を得る農業を行うことで導かれますが、そのためには、生産活動に潜む様々なリスクを排除し、効率的で効果的な技術や仕組みを取り入れる「適正な農業の管理（GAP）」を実践することが求められます。

本書は、生産者が、GAPの意義とその必要性を理解するとともに、農場の改善を行うために役立つ資料を提供するGAPの実践ガイドです。

産地の指導的立場の方や、産地のリーダーの方は、GAPの導入にあたり、この規範で示している、「なぜその取組が必要なのか」「取り組まなければどのような問題が生じるのか」

「問題の根拠は何か」を生産者に説明し、改善活動に導いてください。具体的な改善策を検討するときも、この規範の情報を役立ててください。

GAPの実践が、結果として、産地や農産物の質の向上と、消費者や実需者の信頼を導きだし、茨城農業改革の実現につながるよう期待します。

## 2 GAPとは

GAPとは、英語の Good Agricultural Practice の頭文字をとったもので、日本語に直訳すると、「適正な農業の行い（管理）」です。

### GAPの定義（国際連合食糧農業機関（FAO））

農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取組であり、  
結果として安全で品質の良い食用及び非食用の農産物をもたらすもの

茨城県GAP規範で、「取組事項」として示す

### ●適正（Good）とは・・・

#### ① 法令を遵守すること

←法律や規則を守るだけではなく社会的規範（マナー）や農業倫理を守ることも含む

#### ② 予防原則をとっていること

←後始末ではなく未然防止の考え方。リスクを評価して予防策をとる

#### ③ 汚染者負担の原則により行動していること

←子や孫の代、100年後1000年後にツケを残さない

汚染は発生源を優先して改善する

### 3 GAPを実践するために必要なこと

- ① 汚染を引き起こすかもしれない資材を扱っている事業者としての責任を自覚する
- ② 環境汚染や食品汚染、労働災害などの原因と結果を理解する
- ③ ②に関するかもしれない自分の農場の問題（リスク）を発見する
- ④ ③に対する予防措置をとる
- ⑤ 緊急事態を想定してその対応策を備えておく

リスクは **危害要因の重大さ**×**当該危害要因に出会う確率** で表します。

③により発見したリスクのうち、より重大なリスクから④の予防措置と⑤の緊急時の対応を行い、全体のリスク低減を図ります。この取組を繰返す改善活動がGAPの実践です。

\*リスク管理の実施については[規範項目3(12ページ)]を参照。

\*農場に潜む危害要因については116ページ参照。

### 4 GAPの背景

ヨーロッパでは、化学肥料や化学合成農薬によって生産性が飛躍的に向上した一方で、土壤や水質などの汚染、生態系等への悪影響が顕在化し、「生産性向上一辺倒の農業では、地球環境の汚染が進み、持続的な社会が危うくなる」との危機感から、その状況を開拓するためには、1980年代になり、「環境等に悪い農業をやらない」→「良い農業を行う」→「GAP」という考え方方が生まれました。

1990年代になると、EU(ヨーロッパ連合)ではGAPに関わる法制度が整備され、今では、共通農業政策において、『環境保全と公衆衛生規則(GAP規範)』の遵守が農業者の義務とされています。

日本では、「後始末より未然防止」の考え方に基づき、国産農林水産物や食品の安全性を向上させるための実行手段として、「農業生産工程管理」を普及・推進しており、平成22年4月には、GAPの共通基盤の整備のために「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」を策定し、推進しているところです。

#### ●商業GAP認証

EUでは、1990年代から大手スーパー・マーケットが、農産物の仕入先農場を判定する基準として、政府が策定したGAP規範を採用し、行政が勧めるGAP規範と、スーパーが特に要求する衛生管理基準をあわせた「商業GAP認証」を実施しています。

2000年になると、第三者機関を使って、農場管理が一定のレベルに達しているかどうかを検査・認証する農場認証制度（代表的なものに「GLOBAL G.A.P」がある）が広く普及しました。

ヨーロッパに農産物を販売しようとする場合、GAP規範の遵守が取引の要件となることが多いことから、GLOBAL G.A.Pの認証やGLOBAL G.A.P認証基準と同等性をもつGAP認証が世界中に広まっています。

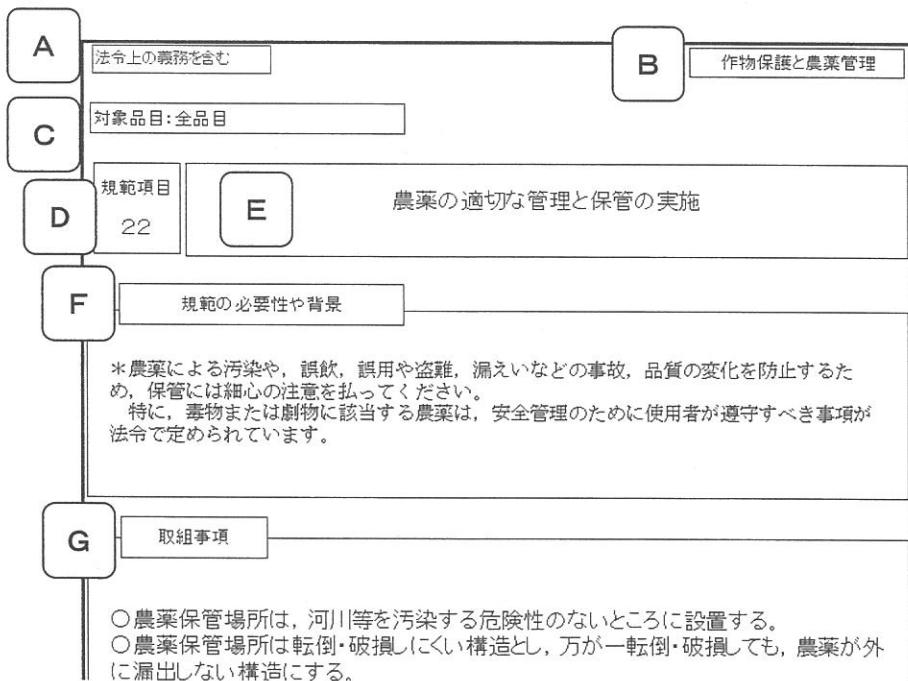
## 5 茨城県GAP規範の活用方法

### ●茨城県GAP規範の特徴

- ・茨城県GAP規範の項目は、農林水産省が作成した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を包含しています。
- ・規範は、法令の改正などに伴い、内容の修正が必要となった場合は、隨時見直しを行なうこととしています。
- ・規範は以下の区分ごとに配列しています。

1	基本的な考え方	規範項目番号 1～4
2	ほ場のリスク管理	規範項目番号 5～7
3	土壤管理と肥培管理	規範項目番号 8～16
4	作物保護と農薬管理	規範項目番号 17～32
5	農産物・食品の安全管理	規範項目番号 33～43
6	労働安全管理	規範項目番号 44～49
7	廃棄物等管理	規範項目番号 50～52

### ●各項目の見方



H

解説

農薬が漏えいして、水系等に流れ込むと、水産動植物等に危害を与えたたり、かんがい水や飲料水源を汚染して、人畜や農作物に影響を及ぼす可能性があります。農薬の漏えい事故が発生しないように、適切な管理と万一の事故に備えた対策が必要です。

事故や盗難、紛失がないように、次の取組を徹底するとともに、万一事故が発生した場合は、直ちに保健所、警察署、消防機関等に連絡しましょう。

●適切な農薬の保管・管理

- ・盗難や事故防止のため、かぎのかかる専用の保管場所・保管庫などで管理しましょう。
- ・保管場所は河川等を汚染する危険のない場所とし、転倒や破損しにくく、万が一転倒や破損が起きても、中の農薬が漏出しない構造を有しましょう。
- ・保管量の定期的な把握や使用状況を記載する記録簿を整備しましょう[規範項目8(22ページ)参照]。また、かぎは管理担当者を決め、不特定者が使用できないようにしましょう。
- ・ラベルの記載事項を遵守し、密閉・密封して直射日光の当たらない涼しく乾燥した場所に保管しましょう。また、他の資材、特に収穫物などの食品や包装資材と区別して保管しましょう。
- ・毒物、劇物に該当する農薬がある場合は、保管する農薬の品名と数量などを記録・管理するとともに、保管庫に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」(法律用語)などを表示してください。
- ・誤用・誤飲を防止するため、他の容器(食品の空き容器等)に移し替えてはいけません。

I

◆参考情報

- ・農薬をご使用になる方へ(農薬保管時の注意事項) (農薬工業会HP)  
<http://www.jcpa.or.jp/user/point02/q30.html>
- ・毒物劇物の安全対策 (厚生労働省 医薬品食品局化学物質安全対策室HP)  
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/dokument/index.html>

J

◆関連法令等

- ・毒物及び劇物取締法
- ・農薬取締法
- ・消防法
- ・農業の保管管理等の徹底について (総務省HP 法令データ提供システムで入手可能)  
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>  
[http://www.maff.go.jp/j/kokuj\\_tuti/tuti/t0000060.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuj_tuti/tuti/t0000060.html)(農林水産省HP)
- ・農作業安全のための指針について(農林水産省HP)  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/arzen/pdf/link0\\_1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/arzen/pdf/link0_1.pdf)

A 法令で義務付けられている取り組みが含まれている項目には、「法令上の義務」又は「法令上の義務を含む」と記載

B 区分

C 対象品目

- ・当該規範項目の対象となる生産品目。品目に関係なく取り組まなければならぬものは「全品目」と記載

D 規範の番号

E 規範のタイトル

F 規範の必要性や背景

- ・なぜこの取り組みが必要となるのか、取り組まなければどうなるかなどの説明

G 取組事項

- ・具体的にどうすればよいかを記載

H 解説

- ・取組事項について理解を深めるために、ポイントとなる点や具体的なデータなどを示して解説

I 参考情報

- ・取組事項の参考情報の入手先を記載

J 関連法令等

- ・当該規範項目に関する法律や条例、省令、国等の指針などの入手先を記載

## ●GAP実践のフロー

この規範を参考にしながら、以下のステップを積み上げて、組織ぐるみでGAPの実践に取り組みましょう。

### ステップ1 「動機づけ」

みんなでより良い農業をやっていこう、消費者に信頼される産地になろうという目的意識の統一が必要です。

→本GAP規範の各項目の必要性や背景を参考に、なぜ、何のためにこの取り組みが必要かを理解し、取組意識を高めましょう。



### ステップ2 「リスク評価」

自分たちの行っている農業に問題がないか確認しましょう。

そのためには、ほ場や施設、生産資材など生産手段の安全確認から始め、栽培過程、収穫、選別、調製、出荷など、農作物を栽培・収穫し、出荷するまでのあらゆる段階の活動を洗い出し、それぞれの局面で考えられる問題点を分析し評価する必要があります。

→規範の内容を熟知していなければ、どこをどのように確認すべきかが分からず、ポイントを押えたリスク評価ができません。生産者だけでリスク評価が難しい場合は、指導者の助言を受けることが必要です。あるいは、特に注意すべき点をまとめたチェックリスト(118ページ)などを用いて、基本的な対応が実施されているかどうかを確認してみるのも良いでしょう。



### ステップ3 「対応策の検討と実践」

見つけ出した問題点の対応策を検討しましょう。リスクを排除または低減させるための対応策は、規範を参考に、効果的で、かつ実現可能な手法や手順を取り入れてください。対応策は、ルールやマニュアル化して、産地全体で確実に実践するようにしましょう。



### ステップ4 「点検（内部監査等）」

実践した内容や結果は、帳簿等に記録保存し、自己点検や関係者の監査（内部監査）、第三者による監査などを通じて点検しましょう。点検の結果、さらに是正する項目を検討し、改善活動を続けることで、持続性の高い農業が実現します。

## 6 規範項目

項目番号	項目名	ページ
<b>基本的な考え方</b>		
1	エコ農業茨城の取組推進	8
2	農業者の責務の確認	10
3	農場における危害要因の発見とリスク管理の実施	12
4	農場管理計画の策定	14
<b>ほ場のリスク管理</b>		
5	ほ場や施設に関する情報の台帳整備	16
6	ほ場やその周辺環境、および投入資材のリスクの確認と汚染防止対策の実施	18
7	使用する水のリスク確認と、汚染が危惧される場合の改善策の実施	20
<b>土壤管理と肥培管理</b>		
8	農薬、化学肥料、堆肥や種子などの資材の購入管理と在庫管理	22
9	登録品種などの知的財産の保護と適切な活用について（法令上の義務を含む）	24
10	堆肥等の有機物の施用などによる適切な土づくりの実施	26
11	高温で発酵させた完熟堆肥の使用	28
12	土壤診断の結果等を踏まえた適切な施肥の実施	30
13	土壤の侵食軽減対策の実施	32
14	水田代かき後の濁水や農薬の流出防止対策の実施	34
15	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	36
16	米に対するカドミウムの吸収抑制対策の徹底	38
<b>作物保護と農薬管理</b>		
17	カビ毒による農産物汚染の低減対策の実施	40
18	放射性物質への対応	42
19	病害虫・雑草の総合防除（IPM）の実施	44
20	鳥獣による農業被害防止対策の実施	46
21	ほ場の観察と病害虫発生予察情報の利用	48
22	農薬の適切な管理と保管の実施（法令上の義務を含む）	50
23	農薬取扱い作業者の安全性確保	52
24	農薬のラベルの確認と表示内容の遵守（法令上の義務）	54
25	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	56
26	環境に配慮した農薬の使用	58
27	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	60
28	農薬飛散（ドリフト）防止対策の実施	62
29	防除器具等の適正な管理と使用	64
30	土壤くん蒸剤等の揮散防止対策の徹底	66
31	農薬の使用等に関する記録と保管	68
32	廃農薬や農薬の空容器の適切な処理（法令上の義務）	70

項目番号	項目名	ページ
<b>農産物・食品の安全管理</b>		
33	栽培施設、調製・出荷施設、貯蔵施設の衛生管理	72
34	作業者の衛生管理の実施	74
35	手洗い設備やトイレ設備の確保	76
36	農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類の衛生的管理の実施	78
37	収穫・乾燥・調製時の異種穀粒・異物の混入防止対策の実施	80
38	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入防止対策の実施	82
39	安全で清潔な包装容器の使用	84
40	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	86
41	米穀、麦類の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	88
42	出荷時の適切な表示の実施（法令上の義務を含む）	90
43	農産物の取引等に関する記録の作成と保存（法令上の義務を含む）	94
<b>労働安全管理</b>		
44	農作業における危害要因の把握と農作業事故につながる恐れのある作業手順や作業環境等の改善	96
45	危険な場所や作業における作業者の安全確保対策の実施	98
46	農業機械、装置、器具等の適切な管理と取扱い	102
47	適切な労務管理の実施	104
48	外国人技能実習制度の適正な実施	106
49	農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）	108
<b>廃棄物等管理</b>		
50	燃料等の適切な管理の実施（法令上の義務を含む）	110
51	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施と不適切な焼却の回避（法令上の義務）	112
52	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減対策の実施	114